

京都市左京区半鐘山地区建築協定

建築協定区域

京都市左京区銀閣寺前町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例（昭和47年7月6日 条例第18号）第2条に基づき、建築協定区域内における建築物の敷地及び用途に関する基準を定め良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物の敷地

第6条 協定区域内の建築物の敷地は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- （1）協定区域内の建築物の敷地は、協定区域図に示す協定認可時の区画とし、これを分割してはならない。
- （2）隣地する区画間の境界線の位置を変更する場合は、当該区画のそれぞれの面積を180平方メートル以上としなければならない。
- （3）1区画につき2以上の建築物を建築してはならない。ただし、附属建築物については、この限りでない。
- （4）駐車場及び地下室を設置する場合を除き、敷地の地盤の高さを変更してはならない。

■建築物の用途

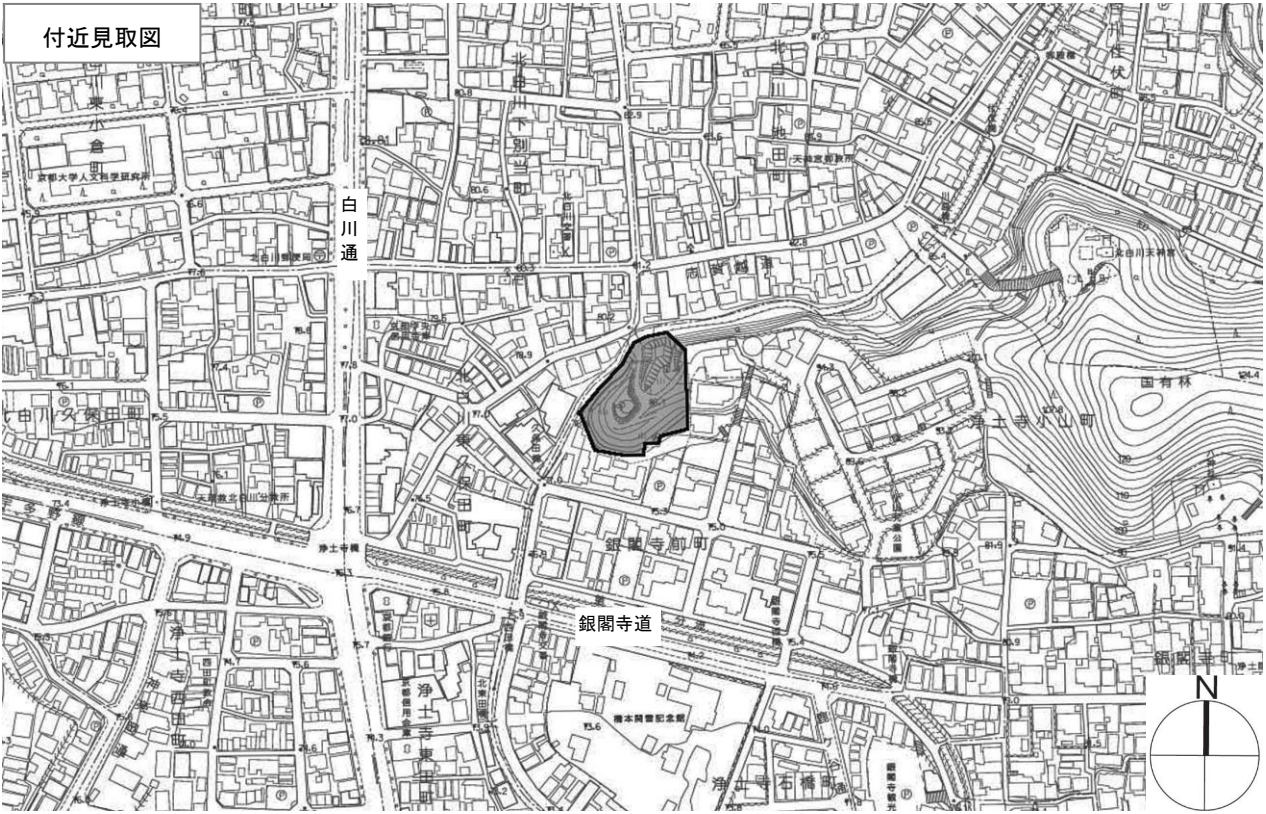
第7条 協定区域内の建築物の用途は、一戸建専用住宅（これに附属する建築物を含む。）とする。

■土地の所有者等の責務

第12条 協定区域内の土地の所有者等は、建築物の外観を、東山文化の発祥の地に相応しい洗練された繊細なものとし、周辺の風致や景観と調和するように努めなければならない。

- 2 協定区域内の土地の所有者等は、この協定に定める事項に関する工事又は行為を行う場合は、委員会の承認を受けなければならない。

付近見取図



京都市左京区半鐘山地区建築協定区域図

